

遅刻、早退者及び欠席者の取扱い

(山口県支部が開催する技能講習並びに

特別講習及びその他の安全衛生教育)

1. 基本的な考え方

受講者を公正・公平に取扱い、かつ法令に定める講習時間を確保する観点から、下記のとおりとする。

2. 講習当日の遅刻、早退、欠席者の取扱い

(1) 遅刻者について

基本的には、遅刻者の受講は認めない。休憩後の遅刻も同様とする。

(2) 早退者について

再受講が必要となる。その際受講料の繰り越し、返金は認めない。

(3) 欠席者について

- ① 当日、講習を開始しても受付をしていない者(遅刻又は欠席が予想される者)に対して、事務局から出欠の確認はしない。
- ② 講習開催日より5営業日以上前(開催当日を除く)までに受講取消し等の連絡があった場合に限り、返金又は受講日の変更を認める。ただし、受講日の変更は、同一年度内の1回限りとする。
- ③ テキスト等の教材については、返金も送付もしない。
- ④ 申込書は事務局で処分する。